

運動部活動に関するQ&A 編

Q1 中体連・高体連が主催する大会に、単独チームが編成できず、他校との合同チームで参加するには、どのようにすればよいでしょうか？

府中体連・高体連では、少子化に伴う部員数不足や学校再編による部活動の不成立を起こさないよう、チームを組めない部に対する複数校合同部、統廃合の対象校に対する合同部を認め、大会への参加も認めています。

合同部活動の存在は生徒にとって、自分が打ち込んできた部活動を断念せず、継続して取り組むことができる有効な方策であり、今後のスポーツ活動の発展に貢献するものと考えられています。

中学校においては・・・

(公財) 日本中学校体育連盟の平成 14 年 10 月 3 日付けの「全国中学校体育大会開催基準の改正」において、「合同で参加を承認する精神はあくまで少人数の運動部による単独チーム編成ができないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。」という趣旨に基づいて認めるとされています。

府中体連では、上記の趣旨を踏まえつつ、

「合同で参加する場合は、原則 2 校での合同とする。3 校以上での合同や部員が不足している学校と不足していない学校との合同等、様々なケースについては、状況を十分に確認し、その可否については理事会で検討する。」と規定されています。

高等学校においては・・・

(公財) 全国高等学校体育連盟の平成 14 年 3 月 9 日付け「複数校合同チームの在り方・基本的な考え方」において、「部員不足のため部活動の継続が困難となり、複数校合同での活動が行われている場合に限る。」とされています。

平成 19 年 3 月 3 日の改正では、本趣旨は「あくまで部活動にひたむきに取り組む生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくもの」とされ、各学校の部活動運営にあたっては部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での参加が出来るよう努力すべきものとされています。

中学校・高等学校とも、すべての種目で大会参加が可能とされている訳ではなく、大会の規模や日程等によって左右されることがあります。

具体的な【参加に関わる規程】は、各種目専門部の申し合わせ事項等に基づいて規定されているため、学校を通じて「合同チームでの参加」について府中体連・高体連に問い合わせてください。

Q2 年度途中で転入してきた生徒は、転入後すぐに中体連・高体連の主催大会に参加することができるのでしょうか？

中学校においては・・・

(公財) 日本中学校体育連盟において特別な規定はありませんので、転入の手続きが完了していれば速やかに参加することが可能です。

高等学校においては・・・

(公財)全国高等学校体育連盟規程により「転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)ただし、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。」とされています。これは、勝利至上主義による有望選手の安易な転入等を防止するための手立てと考えられています。一家転住などやむを得ない転入については、その限りではありませんので、まずは学校を通じて高体連に問い合わせてください。

Q3 中体連・高体連が主催する大会において、外部指導者は、監督や生徒引率をすることができますか？

中学校においては・・・

府中体連において、参加生徒の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とされており、外部指導者については、以下のとおり規定されています

「府中体連の主催する総合体育大会は、中学校教育の一環として位置づけ、府内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としていることから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員であることを原則とするが、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、以下の規定に基づき当該校教員以外（以下引率外部指導者とする）の引率による大会参加を認める。」

- ① 引率外部指導者を認める種目は、以下のとおり
 - ・陸上競技（リレーを除く）・水泳（リレーを除く） ・ソフトテニス（個人）
 - ・卓球（個人） ・バドミントン（個人） ・体操、新体操（個人）
 - ・柔道（個人） ・剣道（個人） ・相撲（個人）
 - ・テニス（個人） ・スキー（リレーを除く）・スケート（個人）
- ② 引率外部指導者には、監督の資格を認めない。
- ③ 引率外部指導者は、引率上の必要事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること。また、引率外部指導者の傷害保険・旅費等の経費については原則自己負担とするが、事前に協議し共通理解を図っておくこと。

高等学校においては・・・

府高体連において以下のとおり規定されています。

【公立高校について】

- ・引率責任者は、団体・個人を問わず「当該校の教員」及び「校長から引率を委嘱された部活動指導員」であること。
- ・監督は、「学校長の認めた教職員」及び「部活動指導員」であること。

ただし、生徒の安全確保や競技規則等の理由から、当該校長がやむを得ず必要と認めた場合は、外部指導者を「監督」に申請することができるが、その場合、申請する学校においては、当該外部指導者に対して傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入するなどの条件を整備しなければならない。当該競技専門部は、申請内容を審議の上、「監督」について承認した場合、その旨を府高体連会長に報告すること。（申請様式等については、府高体連HPを参照）

Q4 部活動において、必要な経費を生徒・保護者から徴収したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？

運動部活動においては、大会参加、練習試合や遠征合宿、さらには日常の活動に必要な消耗品の購入等、様々な経費が必要となる場合があります。

ただし、生徒・保護者から必要な経費を徴収するにあたっては、以下の点に十分留意する必要があります。

- ① 徴収の際には、理由を明確にし、必要経費は予算書等を作成するなど、精査した上で徴収金額を算出してください。
- ② 生徒・保護者へ徴収を依頼する場合には、各校の校内回議の手順に従って、徴収理由や金額の根拠等を明確にした依頼文書をもって通知してください。少額の部費等の徴収であっても、年度当初に同様の通知をし、保護者への連絡が必要です。
- ③ 徴収後は、適正な「領収書」を発行してください。
- ④ 会計管理は必ず複数顧問でチェックする体制をとり、金銭は「銀行口座」等で管理し出納簿を作成するなど、適切な金銭及び出納管理に努めてください。
- ⑤ 大会参加、練習試合や遠征合宿等に関わり、一時的に金銭を徴収した場合には、事業終了後、速やかに収支決算報告書を作成するとともに、同様に書面で通知し、併せて返金等の手続きを行ってください。
- ⑥ 顧問として、部活動に関わる生徒からの徴収金や公金などの金銭を管理するにあたっては、適正な監査の上、定期的（年1～2回）に保護者あてに報告するようにしてください。併せて、いつでも明確な説明責任が果たせるよう準備しておくことが大切です。

また、個々の生徒の背景には、様々な家庭環境が存在することを常に忘れず、生徒や保護者との個別面談や担任教諭等との情報共有を通じて、金銭の徴収にあたって、決して生徒・保護者に過度の負担をかけることがないように、十分に配慮しなければなりません。

Q5 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは？

Q：「災害共済給付制度」とはどのような制度ですか。

A：学校管理下で生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時、災害共済給付を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

Q：「学校管理下」の範囲とはどういう場面でしょうか。

- A：①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
：各教科・特別活動等
- ②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
：部活動・林間学校・夏休み中の水泳指導等
- ③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
：始業前・業間休み・昼休み・放課後
- ④通常の経路及び方法により通学する場合
- ⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合
(学校の寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるとき、技能教育のための施設で教育を受けているとき等)

Q：「部活動」にはどのような活動が含まれますか。

A：①合宿練習中及び合宿生活上必要とされる施設及び練習場の範囲内における行動
②対外運動競技、野外活動、見学など学校外で行われる活動
(参加のための旅行中及び宿泊中を含む。)

Q：他校での練習試合や対外運動競技へ参加する場合、「教師の適切な指導の下での部活動」とは、どのような場面を意味しますか。

A：①常時、教師の直接の引率や監督指導がなされる場面が、基本的な考え方となります。
②活動場所の距離や実施時間、生徒の発達段階などの実態等から学校側の判断により教師の直接の引率・監督指導等がなされなかった場合でも、「出発から解散まで教育計画に基づいて適切な指示や指導がなされている」と解される場合は対象とみなされます。

Q：運動部の練習等が教諭以外の教職員の指導の下に行われた場合は対象となりますか。

A：当該校の校長の指示の下に行われたものである場合は、課外指導として認められます。

Q：近隣の学校の部活動に参加する場合は対象となりますか。

A：在籍校の課外指導に位置づけて他校の部活動教員に指導を委任した場合は学校の管理下として認められます。

Q：外部指導者による指導は対象となりますか。

A：学校の設置者等が委嘱した外部指導者の指導による運動部活動は、学校の管理下の範囲に含まれます。

Q：卒業後及び入学前の扱いはどうなりますか。

A：【卒業式後（卒業式から3月31日までの活動）】

卒業式前に校長が承認し、あらかじめ当該校の教育計画に位置づけて当該校の部活動に参加させたものは学校の管理下として認められます。（任意による登校は認められません。）ただし、指導要録上、当該校の卒業日が3月30日以前となっている場合は、当該卒業日までの活動を対象としますので、卒業日後の活動については、保険適用を受けることができません。

また、中学校を卒業後、4月以降に進学予定の上級の学校の部活動に参加した場合も、学校の管理下にあるものとは認められません。

【入学式前（4月1日から入学式までの活動）】

進学先の学校での部活動の参加は、進学先の校長が承認をし、あらかじめ当該校の教育計画に位置づけて部活動に参加した場合は、学校の管理下と認められます。

ただし、学校において当該校の入学日が指導要録上4月2日以降となっている場合は、当該入学日以降の活動が対象となります。

※現在、京都府立高等学校は入学日をもって入学とされています。

したがって、万が一の事故に備えて、いずれの場合も関係校長、保護者等の了解のもと、運動部活動に参加する生徒に対して別途保険（スポーツ安全保険等）に加入をしておくことが大切です。

Q6

体罰根絶に向けて、中体連・高体連はどのようなルール作りをしていますか？

中学校においては・・・

府中体連において、以下のとおり定められています。

- ① 暴力等（暴力・体罰・セクハラ等）により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。また、学校の教職員以外の者は、本連盟は主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。
- ② 違反行為 1 回目の場合は、校長が確認した時点から「2 年間」、違反行為 2 回目の場合は、指導者等の「資格なし」とする。

高等学校においては・・・

府高体連において、以下のとおり定められています。

- ① 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後 1 年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）
- ② 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後 1 年間、原則として高体連の役職に充てない。

Q7

部活動における顧問と生徒との連絡手段について、メールや SNS 等を使用してもよいでしょうか？

教職員と生徒との安易なメールや SNS のやりとりが発端となる問題事象を防止する観点から、部活動における連絡手段として、メールや SNS 等を使用することは、原則として禁止です。

ただし、この原則を踏まえた上で、その使用が認められる場合や留意点は、以下のとおりとなります。

- ① 他に連絡手段がない等、やむを得ない場合に限り、メールや SNS での連絡を許可することとし、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を校長に届けること。なお、やむを得ない場合とは、顧問として全員に一斉に連絡する必要がある場合や緊急に連絡を取る必要がある場合など、ごく限られたものであること。
- ② 生徒からメールや SNS で相談等があった場合、自分だけの判断で対応するのではなく、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげること。